

安全保障理事会決議 2120 (2013)

2013年10月10日、安全保障理事会第7041回会合にて採択

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理決議 1386 (2001)、1510 (2003)、2011 (2011)、2041 (2012)、2069 (2012) および 2096 (2013) を再確認し、

安保理決議 1267 (1999)、1368 (2001)、1373 (2001)、1822 (2008)、1904 (2009)、1988 (2011)、1989 (2011)、2082 (2012) および 2083 (2012) もまた再確認し、そして国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶する国際的取組に対する安保理の支持をくり返し表明し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009)、女性および平和並びに安全に関する安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010) および 2106 (2013)、そして子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) を想起し、紛争における性的暴力に関する事務総長報告書 (S/2013/149) および子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2013/245) 並びに子どもと武力紛争に関する作業部会の結論 (S/AC.51/2011/3) になお留意し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

同国全土に安全および法並びに秩序を提供する責任はアフガニスタン当局に帰することを認識し、治安状況を改善しそして自らの治安能力を構築するアフガニスタン政府を支援する国際治安支援部隊 (ISAF) の役割を強調し、そして ISAF とのアフガニスタン政府の協力を歓迎し、

統治のあらゆる分野における、カブール過程に一致した、アフガニスタンの主体的取組と指導力を強化することの極めて重要な重みを強調し、

2014 年末までに完了することとなっている、移行過程がアフガニスタン国民のサービスにおいて

十分に機能している、持続可能な状態を強化することを通してアフガニスタンがその主権を強化する変革の 10 年（2015-2024）によって続けられるべきことを宣言した、ボンにおけるアフガニスタン国際会議の結論（S/2011/762）を歓迎し、そしてしっかりとした相互の公約に基づくこの変革の 10 年のための再開されたまた永続する協力関係に関するアフガニスタン政府と国際社会との間の戦略的総意を更に歓迎し、そしてアフガニスタンに関する東京会合の結論（/2012/532）およびその中でアフガニスタン政府と国際社会がその相互の公約並びに 2013 年 7 月 3 日にカブールで開催された相互責任に関する東京フレームワーク高級事務レベル会合の成果を再確認した、アフガニスタンの持続可能な経済成長と開発を支援する相互責任に関する東京フレームワークの採択を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互に関連した性質を再び認識し、安全、統治、人権、法の支配および開発に関する持続可能な進展並びに麻薬対策、腐敗防止および責任の分野横断的な問題は、相互に補強しあっていることそして移行における実施のために優先された統治と開発計画は東京宣言および国家優先事項計画に定められた目標と一致すべきことを再確認しまた包括的な対処方法を通してこれらの課題に対処するアフガニスタン政府と国際社会の継続した取組を歓迎し、

この文脈において、東京会議の結論および相互責任に関する東京フレームワークにおいてより強固にされたように、腐敗と闘う措置を強化するというアフガニスタン政府の公約に一致して、腐敗と闘い、透明性を促進しそしてその責任を増すため、アフガニスタン政府による更なる取組の必要性を強調し、

改革の 10 年の期間中を含む、移行後のアフガニスタンを支援することを続けるという、NATO、ヨーロッパ連合（EU）、隣国および地域的協力機関を含む、アフガニスタンの国際的な協力機関により行われた長期の公約を歓迎し、アフガニスタンおよびその地域的並びに国際的な協力機関が、平和的な、安定したそして繁栄するアフガニスタンを達成することを目的とした、長期の戦略的協力関係や他の合意を結んでいることによる過程をまた歓迎し、そしてアフガニスタン政府により決定される将来の二国間協力関係によるものを含む、その補完的性質の重要性を強調し、

2014 年末までにアフガニスタンにおける完全な治安責任を全国的なアフガニスタン政府に徐々に移管するという、リスボンにおける北大西洋条約機構（NATO）サミットにおけるアフガニスタン政府と ISAF 貢献国との間で到達した合意の意義を強調し、治安権限移譲の完了に向けた継続した進展、特にアフガニスタンの全ての地区が移行過程に入りそしてアフガニスタン軍が国内全土の治安に対する

指揮を引き受けた 2013 年 6 月 18 日の画期的な出来事を歓迎し、責任ある移行を促進することにおいてアフガニスタン政府を支援する、ISAF の継続している役割とアフガニスタン治安部隊 (ANSF) の能力を強化することの重要性を強調し、

治安部門改革および統治において為された進展と依然として残っている課題を認め、ANSF とアフガニスタンの治安部門を助けるという、NATO とヨーロッパ連合を含む、国際的な協力機関の継続した公約を歓迎し、NATO アフガニスタン訓練ミッション、ヨーロッパ連合アフガニスタン警察ミッション (EUPOL アフガニスタン) およびヨーロッパ憲兵隊 (EGF) によるアフガニスタン国家警察に対して拡大された支援と援助を歓迎し、そして移行の文脈において、ANSF の増加した能力を歓迎し、アフガニスタン国軍とアフガニスタン国家警察を更に強化する国際的な資金供与国と一緒にあったアフガニスタンの必要性を強調し、特に、持続可能なやり方で、増加しつつある治安活動の責任と指導力を受け取るためのアフガニスタンの能力を確保する継続した専門的な訓練措置を促し、そして公的秩序、法の執行、アフガニスタン国境の安全、アフガニスタン市民の憲法上の権利の保護、およびアフガニスタン女性と子供の権利の保護並びにシカゴサミット共同宣言および東京宣言においてごく最近概要が示されたように、違法な武装集団の解散および麻薬対策におけるその取組を増やすことを維持し、

2014 年以降の、アフガニスタンにおける永続的平和、安全および安定に対する長期の公約を強調しているアフガニスタンに関するシカゴサミット共同宣言を歓迎し、国際社会により支援された十分なまた能力有る ANSF を維持するアフガニスタン政府の責任に留意し、移行期間の終了後に ANSF の訓練、装備、資金提供および能力開発を支援する、2011 年 12 月 5 日のボンにおけるアフガニスタン国際会議で行われた国際社会の決定を、この文脈において、歓迎し、シカゴサミット共同宣言で再確認されたように、遅くとも 2024 年までには、アフガニスタン政府による自国の治安部隊のための完全な財政上の責任の引き受けという明確な目的をもった ANSF の財政的裏書を歓迎し、NATO がポスト 2014 の ANSF を訓練し、助言しまた支援し続けることに向けて活動するというアフガニスタン政府および NATO の決定を歓迎し、そしてアフガニスタンに関するシカゴサミット共同宣言の第 14 項において述べられたように、なんらかの新しいミッションは、しっかりした法的根拠を持つべきであることに留意し、

地域の安全および安全且つ安定したアフガニスタンのための協力関係を強化するという、国際社会の支援を得た、アフガニスタンおよびその地域的協力機関の公約を歓迎し、安全且つ安定したアフガニ

スタンのための地域安全保障と協力に関するアジアの中核プロセス、アフガニスタン地域経済協力会議 (RECCA) 活動のようなアフガニスタンに関する地域的活動並びに南アジア地域協力連合 (SAARC)、上海協力機構 (SCO)、集団安全保障条約機構 (CSTO)、EU、欧州安全保障協力機構 (OSCE) および強化された貿易、社会資本的連結性および歴史的な貿易経路に沿った輸送の強化された地方のまた地域のネットワーク、エネルギー供給、統合された国境管理のような、アフガニスタンとの地域的経済協力を増やすことを目的とした他の関連する活動のような枠組において実施されている活動を歓迎し、災害管理、テロ対策、麻薬対策、地域的な社会資本、貿易、商業および投資機会並びに教育の分野におけるあらゆる信頼醸成措置の実施計画が採択された、2011年11月2日の「アフガニスタンのためのイスタンブール会議：アジアの中核における安全と協力」および2012年6月14日のフォローアップ「アジアの中核－カブール閣僚会議」並びに2013年4月26日のアジアの中核アルマティ閣僚会議および2013年9月23日のニューヨークでの高級事務レベル会合の成果を歓迎し、そして2014年の中国、天津における第4回アジアの中核閣僚会議に期待し、アジアの中核過程は、とりわけそれがアフガニスタンに関係している場合、既存の地域的機構の取組を、それに代わるものではなく、補完しまたそれと協力する意図であることに留意し、

アフガニスタンの安定に対する近隣および地域の協力機関並びに EU、OSCE、SCO、CSTO および SAARC を含む地域的機構の貢献の重要性を認識し、アフガニスタンにおける治安、統治および安全を促進するための効果的な手段として地域協力を先に進めることの決定的な重要性を強調し、善隣関係の従前の宣言の継続的履行に向けた地域的取組が増加したことを歓迎しまた支持し、

国際連合が、国際社会の取組を主導することによりアフガニスタンにおける平和と安定を促進することにおいて果たし続けるという中心的且つ公平な役割を強調し、移行を先に進める国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の役割を、この文脈で、留意し、ISAF と UNAMA との間の協力と相互支援の必要性を強調し、その各々の指定された責任および国際社会の存在の展開しつつある性質と調整された規模を然るべく考慮して、

子どもを含む地区の住民並びに国の治安部隊および国際的な軍事要員や文民要員に脅威をもたらしている、アフガニスタンにおける治安状況、安保理決議 2011 (2011) の採択以来事務総長報告書で詳述されたように、とりわけタリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団、違法な武装集団および違法薬物の生産、取引若しくは貿易に関与したものを含む犯罪者による現行の暴力的お

よびテロ活動並びにテロ活動と違法薬物との間の強い結び付きについて安保理の重大な懸念を表明し、

合同の、効果的な実施と調整を確保するパートナーシップ・アプローチを特に強調して、国家薬物管理戦略を再開しまた改善するアフガニスタン政府の取組を歓迎し、ISAF に対し、その指定された責任内で、関連する国際的および地域的關係者と協力して、薬物生産と取引に対処するため、ANSF による取組を含む、アフガン主導の持続的取組を更に効果的に支援することを奨励し、世界の異なった地域における国際の平和と安定に対して、違法な薬物生産、貿易および取引により与えられる脅威並びにこれに関連して国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）により果たされる重要な役割を認識し、そしてアヘン栽培、生産および取引並びに消費が、アフガニスタンの安全、開発および統治に対する並びに地域やその先に対する原因となり続けているという深刻な害について依然として懸念し、そしてアフガニスタンを発祥地とするアヘンに対する闘いの最も重要な枠組の一つとしてのパリ条約イニシアティブを賞賛し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的サービスを提供しそして国民の人権と基本的自由の完全な享受を確保するアフガニスタン政府の能力に関する、タリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団および違法な武力集団による暴力的およびテロリスト活動の有害な結果について安保理の懸念をまた表明し、

治安状況を更に改善しそしてタリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団および違法な武力集団により与えられる脅威に対処し続けるため、ISAF と不朽の自由作戦（OEF）連合を含む、国際社会の支援を得た、アフガニスタン政府による継続的努力に対する安保理の支援をくり返し表明し、ISAF および OEF 連合のものを含む、持続的な国際的取組の必要性をこの文脈において強調し、

即席爆発装置（IED）攻撃、自爆攻撃、暗殺および拉致、文民を無差別に標的としたもの、人道職員に対する攻撃並びにアフガニスタン部隊や国際部隊を標的としたものを含む、あらゆる攻撃およびアフガニスタンにおける安定、再建と開発努力への有害な効果を最も強い文言で非難し、そして人間の楯としての文民の、タリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団および違法な武力集団による、使用を更に非難し、

硝酸アンモニウム肥料の禁止におけるアフガニスタン政府の業績を歓迎し、そして全ての爆発性物

質および化学的前駆物質の管理のための規則を実施し、そのことにより、即席爆発装置のためにそれらを使用する暴徒の能力を削減する継続的な活動を促し、そして国際社会に対し、これに関連したアフガニスタン政府の取組を支援することを求め、

タリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団および違法な武力集団により与えられた継続的脅威並びにかかる脅威に対処するための取組に関する課題を認識し、そしてこれらの課題と闘いそしてアフガニスタン主導の平和および和解プロセスを支援する決議 1267 (1999)、1988 (2011)、1989 (2011)、2082 (2012) および 2083 (2012) において安全保障理事会により取り入れられた措置の役割を認識し、

アフガニスタンにおける文民犠牲者、とりわけ女性と子ども、の大きな数、その大多数がタリバーン、アル・カーイダおよび他の暴力的並びに過激派集団および違法な武力集団により引き起こされたもの、が増えていることに安保理の重大な懸念を表明し、学校を燃やすことや強制的な閉鎖、武装集団による学校の使用、脅迫、教育職員の拉致と殺害を含む、学校を標的とした攻撃、とりわけタリバーンを含む武装集団による女児の教育を標的として攻撃したものを、最も強い文言で非難しそして、安全保障理事会決議 1998 (2011) に従って子どもと武力紛争に関する事務総長報告書 (S/2013/245) の添付文書におけるタリバーンの一覧表掲載を、この文脈において、歓迎し、武力紛争の全ての当事者が影響を受けた文民、特に女性、子どもおよび避難民の、性的暴力やジェンダーに基づく暴力のあらゆる他の形態からのものを含む、保護を確保するため実行可能な措置を講じなければならないことを再確認しつつ、増加した女性と女児、とりわけ女性の高級官僚、を標的とした殺害を更に非難し、全ての当事者に対し、国際人道法および人権法の下でのその義務を遵守することまた文民の保護を確保するためにとられることとなっているあらゆる適切な措置を求め、そして文民ととりわけ文民犠牲者の状況について、またこれに関連した ISAF 文民犠牲者緩和チームの活動に留意しつつ、現行の監視することおよび ISAF によるものを含む、国際連合安全保障理事会へ報告することの重要性を認識し、

安全保障理事会決議 1325 (2000) および関連諸決議において認められたように、女性が果たす和平プロセスにおける最も重要な役割を想起し、アフガニスタンの安全保障理事会決議 1325 (2000) 国家行動計画を策定しまた実施し並びにアフガニスタン主導の平和および和解プロセスにおける女性の参加を支援する更なる機会を特定するアフガニスタン政府による公約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の履行に関するアフガニスタンの最初の進捗報告書の同政府による提示、および

国家優先プログラムにその達成条件を統合した女性に対する暴力撤廃法を完全に実施するための戦略を策定する、アフガニスタンの女性のための国家行動計画の完全な実施を加速することを続ける取組を歓迎し、

武力紛争下の文民の保護に関する UNAMA による 2013 年中間期報告書において認められたように、文民犠牲者を最小限にする ISAF および他の国際部隊により為された更なる進展に留意し、ISAF および他の国際部隊に対し、文民犠牲者を予防するための、任務の中心的要素としてのアフガニスタン国民を保護することに一層焦点を当てることを含む、強化した取組を引き受け続けることを促し、そして文民犠牲者が発生した場合およびアフガニスタン政府が合同調査の適切性を判断した場合の事例においてアフガニスタン政府と協力して、戦術および手続の継続的再検討並びに行動後の再検討と調査を実施することおよび文民、特に女性と女兒の保護に関する更なる施設収容に向けた ANSF との継続的な協力の重要性に留意し、

アフガニスタンにおけるタリバーン部隊による子どもの勧誘と使用並びに紛争の結果としての子どもの殺害と傷害、および適用可能な国際法に違反した学校や病院への攻撃について安保理の強い懸念を表明し、2011 年 7 月 6 日付の子どもの権利侵害を予防する政府の公約を再確認した内務相による命令を支持し、2011 年 1 月に署名された ANSF と関係する子どもに関する行動計画およびその付属書の実施に関して為された進展、とりわけ子どもと武力紛争に関するアフガニスタン閣僚間運営委員会の設立、子ども保護に関するフォーカル・ポイントの任命および行動計画の遵守を加速する行程表のアフガニスタン政府による是認、を歓迎し、UNAMA と密接に協力して、同計画の規定の完全な実施を求め、これに関連して行動計画およびその付属書の完全実施を支援する子どもと武力紛争に関する NATO のハイレベル委員会および子どもと武力紛争担当特別代表による要請に対する NATO の積極的な対応を認識し、そして ISAF に対しそれを完全に実施するアフガニスタン政府を支援することを奨励し、

刑事責任の免除を終わらせそして司法機関を強化することにおける、刑務所部門の再建および改革並びに法の支配および女性と女兒のためのそしてとりわけアフガニスタン人の生活の政治的、経済的および社会的分野における完全な参加に対する憲法の下での女性の権利を含む、アフガニスタン内の人権の尊重における、アフガニスタン政府による更なる進展の重要性をこの文脈において強調し、また、これに関連して、ジェンダー問題を含む、人権における訓練の増加および女性の募集の増加に対する国家警察計画およびそこに定められた目的並びに女性の募集、訓練および在職の増加に向けた ANSF に対す

る継続している ISAF 支援を歓迎し、

全てのアフガニスタンの当事者および集団に対し、アフガニスタン憲法の枠組の範囲内としての平和的な政治的対話に建設的に従事し、また同国の社会経済的開発のために国際的な資金供与国と共に活動しそして違法武装集団を通したものを含む暴力へ戻すことを避けるという安保理の呼びかけをくり返し表明し、高級平和協議会の目的を支持しそしてアフガニスタン主導でアフガニスタンに所有されている和平および和解過程を達成することに対する地域的支持の重要性を認識し、

カブール・コミュニケおよびボン会議の結論に一致した、またアフガニスタン憲法並びに安保理決議 1988 (2011) および 2082 (2012) 並びに安保理の他の関連する諸決議において安全保障理事会により導入された手続の適用の範囲内で、平和および和解過程を前進させるその取組においてアフガニスタン政府を支援する安保理の堅い公約をくり返し表明し、

暴力を放棄し、アル・カーイダを含む国際的なテロ組織と結び付きを持たない、憲法の人権規定、特に女性の権利、を含む憲法を尊重し、そして平和的なアフガニスタンの建設に参加する意思のある全ての者のための対話に関する 2010 年 7 月 20 日のカブール会議コミュニケにおいて主張されたような、そして措置の履行および安保理決議 1267 (1999)、1988 (2011) や 2082 (2012) 並びに安保理の他の関連諸決議において安全保障理事会により導入された手続の適用を十分に尊重した、アフガニスタン政府と国際社会により支持された 2011 年 12 月 5 日のボン会議の結論の原則と成果において更に詳述されたような和解および政治的参加に関する包括的なアフガニスタン主導の対話を促進する、高級平和協議会並びにアフガニスタン平和および和解計画の履行によるものを含む、平和と和解過程を先に進めるアフガニスタン政府の継続している取組を歓迎し、全ての関連する国家に対し、和平プロセスに従事し続けることを求め、そしてテロ攻撃がアフガニスタン国民に関して有したリスクが平和的解決のための将来の期待に関して有している影響を認識し、

アフガニスタン政府と和解し、アル・カーイダおよびその信奉者のテロのイデオロギーを拒否しそしてアフガニスタンにおける継続している紛争に対する平和的解決を支持するタリバーンの数が増えていることを認識し、アフガニスタンにおける状況の展開と和解における進展にもかかわらず、安全はアフタニスタンおよび同地域における重大な課題のままであることもまた認識し、

アフガニスタンの平和および再統合プログラム（APRP）に加わった再統合者の数が増えていることもまた認識し、そして適切な調査制度を通したものを含む、残っている運用上の課題に対処する更なる取組を奨励し、そして国際社会に対し、このアフガニスタン主導の取組を支援することを更に奨励し、

将来の選挙が透明で、信頼に足る、包括的また民主的であることを確保するため、長期の選挙改革を含む、アフガニスタンの選挙過程を強化しまた改善する、最も最近の東京会議における、アフガニスタン政府の公約を想起し、これに関連して、選挙を管理する法的枠組の採用、独立選挙委員会と独立選挙苦情委員会の新しい委員の任命と新しい委員長選挙を歓迎し、そしてアフガニスタンの平和的な未来は、安定した、安全な、経済的に持続した状態、テロや麻薬のないそして法の支配に基づいたもの、強化された民主的機関、三権分立の尊重、強化された憲政上の抑制と均衡、汚職に対する闘いを含む良い経済的統治、および国民の権利の保証を築くことにあることを再確認し、

ISAF の枠組内のものを含む、軍事および民間活動の一貫性を強化するため実行された国際社会の取組を歓迎し、

ISAF と OEF 連合との間の継続的な調整および ISAF と EU アフガニスタン駐在との間で確立された現場での協力もまた歓迎し、

アフガニスタンにおける対テロ作戦の枠組内でまた国際法の適用可能な規則に従って活動している、NATO により提供された指導力および ISAF と OEF 連合に対する多くの諸国の貢献に対し安保理の感謝の念を表明し、

アフガニスタンにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威をまだ構成していることを認定し、

アフガニスタン政府と調整して、ISAF の職務権限の完全な実施を確保することを決定して、

これらの理由により、国際連合憲章第 7 章の下で行動し、

1. 決議 1386 (2001) と 1510 (2003) で示した、国際治安支援部隊 (ISAF) の承認を 2014 年

12月31日まで延長することを決定する。

2. ISAFに参加している加盟国に対し、その職務権限を遂行するためあらゆる必要な措置を講じる権限を与える。

3. ISAFの作戦上の全ての要求を満たす必要性を認識し、2014年末までに全国的なアフガニスタン政府にアフガニスタンにおける完全な安全上の責任を移管するためのアフガニスタン政府とISAFへの貢献国との間の協定並びに2011年7月以来の移行過程の現行の実施を歓迎し、そして加盟国に対し、ISAFに対する要員、装備および他の資源を与えること並びにアフガニスタンにおける安全、安定および移行を支持する自らの取組を追求し続けることを求める。

4. ISAF諸国の支援を得て、アフガニスタン憲法により管理されそして効果的な文民の指導力の下でまた法の支配に従って活動している、そして女性の人権を含む、人権を尊重しまた促進している全てのアフガニスタン人に対して、平和、安全および安定を提供する能力がありまた、アフガニスタンにおける状況の安定を通して地域の安全に貢献する能力がある ANSF を更に発展させるというアフガニスタン政府の強い公約を歓迎する。

5. 2014年までおよびその後の、あらゆるその広がりにおいて、2010年にリスボンで署名された NATO-アフガニスタン不朽のパートナーシップを更に発展させるという NATO とアフガニスタン政府による公約、そしてとりわけその安全、安定および保全に対する継続した脅威に取り組むアフガニスタンの能力を改善しまた維持することを目的とした持続的な現実的支援を、不朽のパートナーシップの枠組の範囲内で、提供しそしてアフガニスタンにおける状況の安定を通して地域の安全に貢献するというその中で表明された意図を歓迎する。

6. 包括的な枠組の中での、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性および説明責任を含む ANSF の能力を発展させるための継続した協力の重要性を強調し、ISAF および他の協力機関に対し、同国全土に安全を提供しまた法の支配を確保する自立的な、持続可能な、説明責任のあるそして民族的に釣り合いのとれたアフガニスタン治安部隊という目標に向けた進展を加速するため、資源が許す場合には、アフガニスタン国家治安部隊を訓練し、指導しまた能力を高めるその努力を維持することを奨励し、同国全土の安全上の責任においてアフガニスタン当局が果たした指導的な役割が増えていることを歓迎

し、そしてアフガニスタン国軍およびアフガニスタン国家警察の拡大と能力において為された本質的な進展を歓迎しまたこれらの機関のさらなる職業化を支援することの重要性を強調する。

7. ISAF と NATO の上級文民代表に対し、安全保障理事会決議 2096 (2013) に従ってアフガニスタン政府および国際連合事務総長特別代表と、並びに ISAF の職務権限の実施において OEF 連合と密接に協議して活動を続けることを求める。

8. ISAF の指導者に対し、安全保障理事会に、国際連合事務総長を通して、その職務権限の履行について、四半期報告書の時宜を得た提供を通したものを含んで、定期的に通知し続けることおよび 2014 年 12 月のその最終報告書は包括的なものとすべきことを要請する。

9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。